

指定管理者の指定について

本組合は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

1 施設の名称

秦野斎場

2 指定管理者とする団体

(1) 共同企業体名

富士見環境サービス・宮本工業所共同企業体

(2) 代表となる団体

神奈川県秦野市曾屋 1 0 1 1 番地

富士見環境サービス株式会社

代表取締役 石 井 時 明

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 1 0 月 6 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合

組合長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

富士見環境サービス・宮本工業所共同企業体の概要について

1 構成員

- (1) 神奈川県秦野市曽屋 1 0 1 1 番地
富士見環境サービス株式会社
代表取締役 石 井 時 明
- (2) 富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号
株式会社宮本工業所
代表取締役 宮 本 芳 樹

2 設立年月日

構成員	設立年月日
富士見環境サービス株式会社	昭和 6 1 年 6 月 3 日
株式会社宮本工業所	昭和 2 年 1 0 月 1 日

3 法人の事業概要及び本事業での役割

構成員	法人の事業概要	本事業での主な役割
富士見環境サービス 株式会社	(1) 火葬炉前業務 (2) 斎場事務管理業務 (3) 斎場施設維持管理業務	共同企業体事務局、火葬炉 前業務、斎場施設維持管理 業務（火葬炉設備除く）、売 店運営業務等
株式会社宮本工業所	(1) 火葬炉の設計及び施工 (2) 火葬炉運転管理業務 (3) 火葬炉前業務 (4) 斎場事務管理業務 (5) 斎場施設維持管理業務 (6) 工業炉の設計及び施工	火葬炉運転管理業務、火葬 炉設備維持管理業務等

4 同種業務の履行実績

秦野斎場の指定管理者（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで）

秦野斎場の指定管理者候補の選定について

1 選定の趣旨

本組合では、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例（昭和 5 1 年組合条例第 4 号）第 1 1 条に基づき、民間事業者の有するノウハウを活用し、効果的かつ効率的な管理運営を行う目的で、令和 3 年度から秦野斎場に指定管理者制度を導入している。

こうした中、現行の指定期間（5 年間）が令和 7 年度末をもって終了するため、新たな指定管理者候補を選定したものである。

2 施設の概要

(1) 名称

秦野斎場

(2) 所在

神奈川県秦野市曽屋 1 0 0 6 番地

(3) 施設の設置目的

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号）に基づく火葬場であり、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から火葬が支障なく行われることを目的としている。

3 選定方法

募集要項に定めた申請資格等を全て満たしている事業者から提出された事業計画書の内容について、あらかじめ定めた審査項目別に秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）が審査し、最も高い評価点を得た事業者を指定管理者候補として選定する方法とした。

4 選定評価委員会の開催経過

(1) 第 1 回選定評価委員会 令和 7 年 6 月 6 日（金）

募集要項、仕様書、審査項目、審査方法等の説明、本組合長から「秦野斎場の指定管理者候補の選定について」の諮問

(2) 第 2 回選定評価委員会 令和 7 年 8 月 4 日（月）

プレゼンテーション・ヒアリングの実施、事業計画書の審査、選定評価委員会委員長から「秦野斎場の指定管理者候補の選定について」の答申

5 申請者数

1 者（富士見環境サービス・宮本工業所共同企業体）

6 選定結果

選定評価委員会の委員 5 名により事業計画書の内容を審査した結果、次表のとおり最低基準点（1,000 点満点中 500 点以上）を満たす 661.4 点となり、指定管理者としての適正な能力・経験等を有すると確認できたことから、選定した。

大項目	小項目	配点	評価点（ ）
1 指定管理者としての適性	(1) 経営方針	50 点	37.50 点
	(2) 財政基盤、財政状況	50 点	37.50 点
	(3) 団体構成、実績等	75 点	71.25 点
2 施設の設置 目的達成のための取組	(1) 管理運営方針	50 点	37.50 点
	(2) 火葬業務の考え方	50 点	37.50 点
	(3) 火葬炉設備の管理方針	50 点	42.50 点
3 市民の平等 利用とサービス向上のための取組	(1) 市民の平等利用	50 点	35.00 点
	(2) サービス向上に向けた取組	50 点	35.00 点
	(3) 利用者ニーズの把握と管理運営への反映方法	25 点	18.75 点
	(4) 苦情処理、トラブルへの対応と未然防止、再発防止策	25 点	18.75 点
4 適正な管理・運営体制	(1) 職員配置等	75 点	48.75 点
		50 点	27.50 点
	(2) 施設の維持管理等	75 点	45.00 点
		25 点	13.75 点
		25 点	13.75 点
	(3) 緊急時の対応等	25 点	17.50 点
		25 点	16.25 点
	(4) その他	25 点	15.00 点
5 管理・運営 経費縮減のための取組	(1) 適正な経理事務等	50 点	25.00 点
		50 点	22.50 点
	(2) コスト縮減等	100 点	45.00 点
合計		1,000 点	661.4 点

評価点の合計（661.4 点）は、各委員の評価点を小数点以下第二位で四捨五入して合算した値であるため、審査項目ごとの評価点の合計とは一致しない。